



下水道事業受益者負担金

令和6年度に賦課対象者となる方は、下水道事業受益者負担金制度に基づき下水道整備費用の一部を負担していただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします

■受益者負担金制度とは

都市計画法の規定に基づき、下水道が整備されることで、資産価値の増加や生活環境の向上など新たな利益が生じることから、土地所有者の方などに整備に要する費用の一部を負担していただくものです

■令和6年度の対象区域と単価

- 北光町の一部地域（中央負担区） 111㎡当たり91円
- 字錦岡、のぞみ町、宮前町、明徳町、もえぎ町、柳町、字勇弘のいずれも一部の地域（第3負担区） 111㎡当たり375円
- 拓勇西町、拓勇東町、字植苗地区のいずれも一部の地域（第4負担区） 111㎡当たり412円

■納入方法・納期

対象者へ2月上旬から受益者申告書を送付します。その申告内容などに基づき、5月中旬から5年間（20回）で納入していただきます ※一括納付されると割引制度が適用

☎上下水道部総務経営課 ☎(32)6628



水道管凍結にご注意を もし水道管が凍結したら

水道管凍結にご注意を

水道管が凍結すると、修理代や家財の浸水など思わぬ出費につながります。また、水道管凍結が多発した場合、修理事業者がすぐに対応できないことがあります。外出の際や就寝前には水抜きをしましょう

水抜き実演動画

水抜き実演 苫小牧

水抜きの方法は、水抜き実演動画をご覧ください。動画はパソコンやスマートフォンからご覧いただけます



▲水抜き実演動画はこちら

もし水道管が凍結したら

水道修理 苫小牧 指定事業者

アパートや借家にお住まいの方は、まず管理会社か大家さんに連絡しましょう。持ち家の方やお客様ご自身で対処する場合は、直接水道修理事業者に修理を依頼しましょう。水道修理事業者名簿はHPからご覧いただけます。宅地内および建物内の水道管は建物の一部であり、市では修理をしていません



▲事業者一覧はこちら

☎水道窓口課 ☎(32)6695

建築物の適切な維持保全

建築物の維持管理は、所有者・管理者の責任であり、日頃の点検で適正な状態に維持することが重要です。特に、経年劣化による老朽化や損傷が著しい建築物は、適切な維持保全をお願いします。なお、点検の結果、破損または破損する恐れなどが見受けられる場合は、早急に補修などの対応をお願いします

☎建築指導課 ☎(32)6527

催し・講座

一 東開文化交流サロン

① 図書ビンゴ



- ☎ 2月1日(木)～29日(木) 対小・中学生
- ☎ 条件に当てはまる本を借りてビンゴを完成させる（景品あり）
- ② 絵本ホールでおはなし会
 - ☎ 2月14日(水) 10時30分～11時 対乳幼児・児童とその保護者
 - ☎ お楽しみ絵本・エプロンシアターなど
 - 定20人 直接会場へ
- ③ 図書室にかかわろう
 - ☎ 2月24日(土) 10時～12時 対小学生以上
 - ☎ 本にメモを貼ったり選んで分類する
 - 定10人 抽選
- ④ 保健師高さんのミニ講座
 - ☎ 2月26日(月) 10時～11時 ※希望者は9時30分から血圧測定
 - 定10人 抽選

広告